

魚津市告示第35号

魚津市役所における障害者活躍推進計画策定委員会設置要綱の
一部改正について

魚津市役所における障害者活躍推進計画策定委員会設置要綱（令和2年魚津市告示第39号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月20日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条 （略） （所掌事項） 第2条 委員会は、<u>次の事項</u>を所掌する。 （1） - （3） （略） （組織） 第3条 （略） 2 委員長は<u>総務部長</u>を、副委員長は議会事務局長をもって充てる。 3 （略） 4 委員は、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、<u>教育委員会事務局長</u>、上下水道局次長、財政課長、社会福祉課長及び監査委員事務局長をもって充てる。 第4条 （略） （庶務） 第5条 委員会の庶務は、<u>総務部</u>総務課において処理する。 第6条 （略）	第1条 （略） （所掌事項） 第2条 委員会は<u>次の事項</u>を所掌する。 （1） - （3） （略） （組織） 第3条 （略） 2 委員長は<u>企画総務部長</u>を、副委員長は議会事務局長をもって充てる。 3 （略） 4 委員は、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、<u>教育委員会次長</u>、上下水道局次長、財政課長、社会福祉課長及び監査委員事務局長をもって充てる。 第4条 （略） （庶務） 第5条 委員会の庶務は、<u>企画総務部</u>総務課において処理する。 第6条 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。